



# 鳥取県公報

令和2年5月26日（火）  
第9203号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定居宅サービス事業の廃止の届出（310）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（311）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業者の指定（312）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業者の指定（313）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（314）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（315）（会計指導課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社北斗	北斗薬局関金店	倉吉市関金町関金宿199-3	令和2年5月15日	令和2年5月21日	居宅療養管理指導

## 鳥取県告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社北斗	北斗薬局関金店	倉吉市関金町関金宿199-3	令和2年5月15日	令和2年5月21日	介護予防居宅療養管理指導

## 鳥取県告示第312号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ちいきけあ山陰	訪問看護リハビリステーション ビュー トゾルフ米子	米子市西福原四丁目10-3	令和2年5月1日	訪問看護
合同会社ストレングス	ヘルパーステーション ウィズ	米子市西福原五丁目1-25	令和2年5月16日	訪問介護

## 鳥取県告示第313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ちいきけあ山陰	訪問看護リハビリステーション ビュー	米子市西福原四丁目10-3	令和2年5月1日	介護予防訪問看護

	トゾルフ米子		
--	--------	--	--

**鳥取県告示第314号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和2年5月26日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 宏平会	デイサービス まちなか	米子市紺屋町 31-3	令和2年5月1日	令和2年5月31日	通所介護

**鳥取県告示第315号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和2年5月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
新型コロナウイルス感染症に係る寄附金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課  
課長補佐 福光 康文
- 3 委任期間  
令和2年5月15日から令和3年3月31日まで

**公 告**

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年5月26日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事務 所の所在地	開発行為 を行う土地の所在地	開発行為 の目的	土地の面積			開発行為の 工期	開発行為 の許可年月日
				開発事業 区域の土地の面積	開発行為 をしようとする森林の 土地の面積	開発行為 に係る森林 の土地の面積		
株式会社大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	鳥取市八坂21-1	鳥取市長谷字猿ヶ瀬773-1ほか3筆	建設発生土処理場の設置、資材置場	15.0399ヘクタール	13.6477ヘクタール	6.0362ヘクタール	令和2年5月11日から令和8年3月31日まで	令和2年5月11日